



総復習！ 働き方改革概要

一目で分かる！ 働き方改革関連法の施行時期と内容

従業員数50名未満の中小企業・小規模事業者がおさえるべき義務については、**赤字**にしています。

施行時期	改正される法律	企業がおさえるべきポイント
2019年4月	労働基準法	【義務】 時間外労働の上限規制（大企業） ※ただし適用猶予事業あり
		【義務】 年次有給休暇の年5日時季私的付与
		高度プロフェッショナル制度の創設 フレックスタイム制の清算期間 最長「3ヶ月」に
	労働時間等設定改善法	【努力】 勤務間インターバル制度の導入促進
	労働安全衛生法	【義務】 労働時間の客観的把握 【義務】 産業医・産業保険機能の強化（従業員数50名以上）
2020年4月	労働基準法	【義務】 時間外労働の上限規制（中小企業） ※ただし適用猶予事業あり
	労働契約法 パートタイム労働法	【義務】 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 「同一労働同一賃金」（大企業）
	労働者派遣法	【義務】 派遣労働者への待遇改善措置
2021年4月	労働契約法 パートタイム労働法	【義務】 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 「同一労働同一賃金」（中小企業）
	労働基準法	【義務】 月60時間を超える暗黙に対する割増賃金率引き上げ 25%→50%（中小企業） ※大企業は2010年より適用

もう一度チェックしてみてください！

- 1 すべての従業員が年次有給休暇を年5日以上取得している。 YES NO

- 2 年次有給休暇付与日や残日数を従業員ごとにきちんと管理している。 YES NO

- 3 管理職や裁量労働制が適用される人を含むすべての従業員の労働時間をタイムカードなどで把握している。 YES NO

- 4 残業が必要なので36協定を締結、届出している。 YES NO

- 5 時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。 YES NO

年休罰則規定
年休取得管理簿義務化
36協定の届出
時間外の把握...



法改正への対応を怠れば、**人材確保困難**など大きなリスクを抱えることになります！ 法改正への対応について不安なことがありましたら、何でもお気軽に当事務所までご相談下さい。